

# 農政なら

編集・発行  
奈良県農業会議(奈良市登大路町・県庁内)  
TEL 0742-22-1101(内線5623~9)  
FAX 0742-24-8576



トピックス

## 第122回奈良県農業会議通常総会・ 第6回臨時理事会を開催

県農業会議(増井勲会長)は、令和元年6月27日、奈良市法蓮町一ホテルリガーレ春日野において第12回通常総会並びに第6回臨時理事会を開催しました。総会には、農業会議会員をはじめ県関係者など約90名が出席しました。冒頭増井会長は「改正農業委員会法による新体制への移行が昨年度完了しました。今後は、具体的な成果を上げるため、農地中間管理機構との連携強化が重要です。特に農地中間管理事業法の5年後見直し関連法案の成立を受け、将来の農地利用のあり方についての意向把握や『人・農地プラン』の実質化に向け、積極的な取り組みが求められています」とあいさつしました。

総会では、理事の補充選任が行われ、杉山孝氏、仲川元庸氏、植村家忠氏の理事への就任が決まりました。このほか、県下の農業・農業者の利益代表機関として、奈良県農業の振興发展

は、令和元年6月27日、奈良市法蓮町一ホテルリガーレ春日野において第12回通常総会並びに第6回臨時理事会を開催しました。総会には、農業会議会員をはじめ県関係者など約90名が出席しました。冒頭増井会長は「改正農業委員会法による新体制への移行が昨年度完了しました。今後は、具体的な成果を上げるため、農地中間管理機構との連携強化が重要です。特に農地中間管理事業法の5年後見直し関連法案の成立を受け、将来の農地利用のあり方についての意向把握や『人・農地プラン』の実質化に向け、積極的な取り組みが求められています」とあいさつしました。

と農家経済の充実並びに農家生活の向上を図り、本県農業の健全な発展を目指して取り組んだ、平成30年度の各種事業実績の報告を行ない、参加者から承認を得ました。承認された議案は次のとおりです。

### 第1号議案

平成30年度事業報告並びに経費収支決算承認に関する件

### 第2号議案

定款第6条第4項第2号会員の指名に関する件

### 第3号議案

奈良県農業会議理事の選任に関する件

また総会終了後に、新たに選任された理事及び監事による臨時理事会が開催されました。副会長並びに農地マネジメント委員会委員長の選任が行われ、杉山孝氏の就任が決まりました。

# 令和元年度「農地パトロール」並びに 非農地判断の実施に向けて

## 【農地パトロール】

農業委員会組織は「土地と人」対策を担う組織として、農地制度の適正執行や農地の有効利用の促進を図ってきました。遊休農地の発生防止・解消を図るためには、農地の利用状況の把握が不可欠であるという認識のもとで、平成11年度から組織運動として「農地パトロール」に取り組んできました。

平成21年12月の農地法改正により、農業委員会は毎年1回、区域内にある全ての農地の利用状況について「利用状況調査」を行わなければならぬこととなりました。また、利用状況調査の結果、遊休農地および耕作者が不在又は不在となるおそれのある農地の所有者等に對して、農業上の利用調査」の実施が求められました。このため、農業委員会組織は、調査の実施の徹底と効率的・効果的に行う観点から、農地パトロールを利用状況調査に位置づけて実施することとなりました。

さらに、改正農業委員会法により、農業委員会の必須事務に農地利用の最適化が加わりました。「遊休農地の発生防止・解消対策」に引き続き力を入れて取り組んでいくことが求められました。

2. 実施時期 每年1回実施します。  
 ① 地域の農地利用の確認  
 ② 遊休農地の実態把握  
 ③ 違反転用の発生防止・早期発見

農地パトロールによる農委員会活動を目にも見えるものとし、地域農業の活性化を図るためにも、農地パトロールによる地域の農地利用の確認の調査時期について、「農地法の運用について」(平成21年12月農林水産省経営局長農村振興局長連名通知)に基づき、8月頃に実施します。なお、状況の確認

（2）調査結果の整理  
 ① 調査結果の整理  
 ② 荒廃農地調査への反映  
 ③ 農地基本台帳等への反映  
 ④ 「人・農地プラン」作成活動への反映  
 ⑤ 農地中間管理機構への情報提供

農業委員会としての取り組みは次のとおりです。  
 会組織は、調査の実施の徹底と効率的・効果的に行う観点から、農地パトロールを利用状況調査に位置づけて実施することとなりました。

市町村管内の全ての農地が対象です。(調査以前に非農地判断した土地は調査対象外となります。)

旧市町村や大字等、適当な範囲で区域を区切り、区域ごとに担当の農地利用最適化推進委員または農業委員を定め、必要に応じて農業委員会協力員や地域農業に精通した者、市町村職員、農業団体等の協力を得て実施します。

1. 目的 農地の利用促進につなげるための情報収集を目的に、次の3点を重点として実施します。

2. 實施内容 ① 農業經營基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の確認  
 ② 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の確認  
 ③ 農地の違反転用の発見・是正

3. 対象農地 ① 基本は、道路からの目視で確認のうえ調査します。  
 ② 目視により遊休化等が確認された場合は現地で写真を撮り、その旨を地図等に記録します。なお、すでに山林化していることが確認された場合も調査したこととします。

4. 實施手順 (1) 調査方法  
 ① 調査結果の整理  
 ② 荒廃農地調査への反映  
 ③ 農地基本台帳等への反映  
 ④ 「人・農地プラン」作成活動への反映  
 ⑤ 農地中間管理機構への情報提供

5. 實施体制

6. 實施手順

7. 實施手順

8. 實施手順

9. 實施手順

10. 實施手順

11. 實施手順

12. 實施手順

13. 實施手順

14. 實施手順

15. 實施手順

16. 實施手順

17. 實施手順

18. 實施手順

19. 實施手順

20. 實施手順

21. 實施手順

22. 實施手順

23. 實施手順

24. 實施手順

25. 實施手順

26. 實施手順

27. 實施手順

28. 實施手順

29. 實施手順

30. 實施手順

31. 實施手順

32. 實施手順

33. 實施手順

34. 實施手順

35. 實施手順

36. 實施手順

37. 實施手順

38. 實施手順

39. 實施手順

40. 實施手順

41. 實施手順

42. 實施手順

43. 實施手順

44. 實施手順

45. 實施手順

46. 實施手順

47. 實施手順

48. 實施手順

49. 實施手順

50. 實施手順

51. 實施手順

52. 實施手順

53. 實施手順

54. 實施手順

55. 實施手順

56. 實施手順

57. 實施手順

58. 實施手順

59. 實施手順

60. 實施手順

61. 實施手順

62. 實施手順

63. 實施手順

64. 實施手順

65. 實施手順

66. 實施手順

67. 實施手順

68. 實施手順

69. 實施手順

70. 實施手順

71. 實施手順

72. 實施手順

73. 實施手順

74. 實施手順

75. 實施手順

76. 實施手順

77. 實施手順

78. 實施手順

79. 實施手順

80. 實施手順

81. 實施手順

82. 實施手順

83. 實施手順

84. 實施手順

85. 實施手順

86. 實施手順

87. 實施手順

88. 實施手順

89. 實施手順

90. 實施手順

91. 實施手順

92. 實施手順

93. 實施手順

94. 實施手順

95. 實施手順

96. 實施手順

97. 實施手順

98. 實施手順

99. 實施手順

100. 實施手順

101. 實施手順

102. 實施手順

103. 實施手順

104. 實施手順

105. 實施手順

106. 實施手順

107. 實施手順

108. 實施手順

109. 實施手順

110. 實施手順

111. 實施手順

112. 實施手順

113. 實施手順

114. 實施手順

115. 實施手順

116. 實施手順

117. 實施手順

118. 實施手順

119. 實施手順

120. 實施手順

121. 實施手順

122. 實施手順

123. 實施手順

124. 實施手順

125. 實施手順

126. 實施手順

127. 實施手順

128. 實施手順

129. 實施手順

130. 實施手順

131. 實施手順

132. 實施手順

133. 實施手順

134. 實施手順

135. 實施手順

136. 實施手順

137. 實施手順

138. 實施手順

139. 實施手順

140. 實施手順

141. 實施手順

142. 實施手順

143. 實施手順

144. 實施手順

145. 實施手順

146. 實施手順

147. 實施手順

148. 實施手順

149. 實施手順

150. 實施手順

151. 實施手順

152. 實施手順

153. 實施手順

154. 實施手順

155. 實施手順

156. 實施手順

157. 實施手順

158. 實施手順

159. 實施手順

160. 實施手順

161. 實施手順

162. 實施手順

163. 實施手順

164. 實施手順

165. 實施手順

166. 實施手順

167. 實施手順

168. 實施手順

169. 實施手順

170. 實施手順

171. 實施手順

172. 實施手順

173. 實施手順

174. 實施手順

175. 實施手順

176. 實施手順

177. 實施手順

178. 實施手順

179. 實施手順

180. 實施手順

181. 實施手順

182. 實施手順

183. 實施手順

184. 實施手順

185. 實施手順

186. 實施手順

187. 實施手順

188. 實施手順

189. 實施手順

190. 實施手順

191. 實施手順

192. 實施手順

193. 實施手順

194. 實施手順

195. 實施手順

196. 實施手順

197. 實施手順

198. 實施手順

199. 實施手順

200. 實施手順

201. 實施手順

202. 實施手順

203. 實施手順

204. 實施手順

205. 實施手順

206. 實施手順

207. 實施手順

208. 實施手順

209. 實施手順

210. 實施手順

211. 實施手順

212. 實施手順

213. 實施手順

214. 實施手順

215. 實施手順

216. 實施手順

217. 實施手順

2

**【非農地判断】**

奈良県の耕作放棄地率は、活用すべき農地の再生を行いつつ担い手への農地集積を進めることができます。一方で、耕作放棄から長期の年月が経過して再生に多

くかかるなど、活用の見込みのない農地の非農地化を積極的に推進していくことが必要です。農業委員会において、農地法第2条第1項に基づく農地に該当するか否かの判断を行なう「非農地判断」を積極的に行なって頂くため、奈良県農林部により「耕作放棄地等の非農地判断マニュアル」が策定されました。

このマニュアルには、非農地とならない農地や、非農地判断の流れ、判断にあたってのガイドライン、非農地判断した土地に係る措置などが盛り込まれています。

令和元年6月1日から9月30日までの期間、「奈良県農薬危害防止運動」が実施されます。この運動は、農薬の適正な使用及び保管管理等の徹底が、食品の安全性確保、県民の健康保護及び生活環境の保全を考え上で極めて重要であることから、県の機関や団体が連携して周知啓発を行い、農薬の不適正な取り扱いによる危害を防止することが目的です。

学校、保育所、病院、公園等の公共施設、街路樹、住宅地に近接する農地及び森林等において農薬を使用するときは、農薬の飛散をやう、飛散防止対策の一層の徹底を図ると共に、農薬への健康被害が発生しないよう、飛散防止対策の一層の徹底を図ると共に、農薬を使用しない際の適正管理などを広報誌やパンフレット、インターネットなどで呼びかける取り組みを行なっています。

**「奈良県農薬危害防止運動」を実施中****令和元年度 全国農業委員会会長大会が開催される  
食料・農業・農村政策の強化に向けた政策提案などを採択**

令和元年5月27日に、全国農業会議所主催の令和元年度全国農業委員会会長大会が、市町村農業委員会会長・職員、都道府県農業会議役職員等約1,800人の参加により、東京都文京区の「文京シビックホール」において開催されました。

大会の開会にあたり、二田全国農業会議所会長は「5年後見直し関連法の公布を契機に、全国の農業委員、農地

利用最適化推進委員による最適化活動の成果を着実に積み上げていかねばなりません」とあいさつしました。大会では、政策提案決議「食料・農業・農村政策の強化に向けて一人と農地対策を通じた地域の再生を目指してー」「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動」を推進するための申し合わせ決議」「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議」「令

決意表明は、奈良県桜井市農業委員会の杉本義衛会長から、地区担当の農業委員と推進委員がリーダーとな

れぞれが日頃から実践している活動を報告するとともに、今後の取り組み強化を誓いました。

集会終了後には、この集会に参加した県下市町村農業委員会会長を中心に、県選出国會議員の代議士へ要請活動を行いました。

## ”農“へのメッセージ



奈良県農業会議

副会長 杉山 孝

このたび、令和元年6月27日をもちまして奈良県農業会議副会長に就任いたしました奈良県農林部長の杉山 孝です。よろしくお願ひ申し上げます。

さて、令和元年5月24日に農地中間管理事業の推進に関する法律が改正されました。本改正により、農業委員会は人・農地プラン作成にあたっては、地域農業の将来の在り方を協議する場への出席と、協議のために必要な情報提供に協力することが定められました。また、農地の受け手に対する機構への利用状況報告の義務づけを廃止し、農業委員会が実施する利用状況調査をこれに代えるという方針が示され、利用状況調査の重要性がより高まっています。このよう

に農地の利用最適化において、農業委員会の果たすべき役割はさらに重要なものになつております。このような情勢の中、私としても微力ながら職務を全うして参りました。ご指導・ご鞭撻をよろしくお願いします。

県内に目を向けてみると、平成29年の農業算出額は430億円と伸び悩むなか、耕作放棄地の増加や高齢化による担い手不足などが喫緊の課題となっております。そのような状況のもと、昨年度には特定農業振興ゾーンとして川西町、田原本町、広陵町の3町5地区と五條市の1地区が設定されました。設定にあたっては、奈良県農業会議内に設置された農地マネジメント委員会において各委員より貴重なご意見をいただき、改めてお礼申し上げます。今後とも、関係機関との連携を密にしながら、県内農地の利用最適化を推進してまいりたいと考えておりますので、より一層のご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、皆様のご健勝およびご活躍と、農業委員会系統組織の益々の発展を祈念しましてメッセージとさせていただきます。

**【募集期間】**令和元年6月24日から8月30日まで  
**【研修助成期間】**令和元年11月1日から令和3年10月31日まで「最長」

**【助成内容】**研修生1人あたり年間最大120万円

**①研修生に対する研修費**  
 月額最大97,000円

**②指導者研修費**  
 助成額の上限は、97,000円または研修生に支払った賃金月額のいずれか低い金額となります。

## 農業会議だより

### 「農の雇用事業」令和元年度 第3回募集のお知らせ

全国農業会議所では、農業法人等が新たに就業希望者を雇用して実施する研修等に対し助成を行う「農の雇用事業」(令和元年度第3回)の参加者を募集しています。

**【問い合わせ・申請先】**奈良県農業会議 TEL 0742-22-1101 (内線5629)

奈良市登大路町30番地 県庁分庁舎内

TEL 0742-22-1101  
 (内線5629)

《県農業会議関係会議日程》  
 7月25日

・農業者年金業務適正化研修会(集合考査指導)  
 7月31日～8月27日(4回)  
 ・農業簿記講習会

8月1日  
 ・第2回農業委員会業務担当者会議  
 8月2日

8月3日  
 ・常設審議委員会

8月20日  
 ・マイナビ就農FEST

8月20日  
 ・農業者年金特別研修会

9月2日  
 ・常設審議委員会

10月2日  
 ・常設審議委員会

・常設審議委員会

主な見直しは次の3点です。  
 ①研修生の年齢制限を、原則45歳から50歳未満に引き上げ  
 ②「働き方改革実行計画」の作成が必要となります。(これにより、従来の定着状況一覧表兼離農等防止改善策実施状況は不要となります)  
 ③従業員数10人以上の経営体には、年間の新規採択数に上限が設定されます。ただし、独立希望者の受け入れには上限が設けられません。